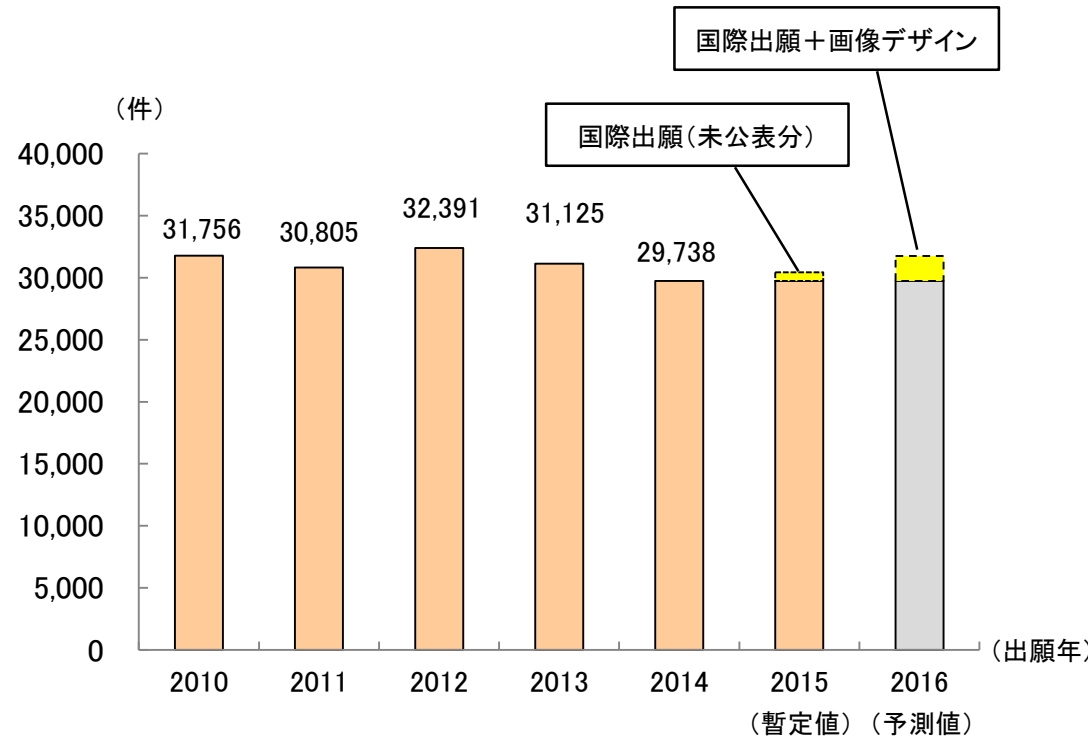
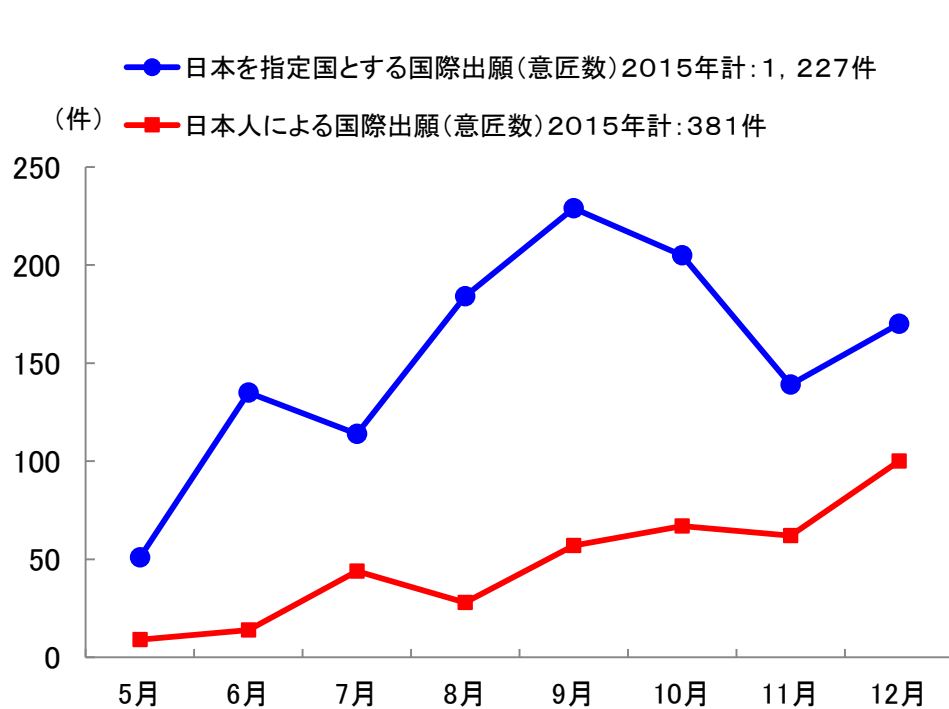


意匠行政を巡る最近の取り組み

平成28年2月25日

特許庁審査第一部意匠課

- ▶ 2015年の出願件数(暫定値)は、3年ぶりに増加(数値は未確定)。
- ▶ 平成27年5月13日より受付を開始した、日本を指定国とするハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願(以下、「国際出願」)が新たに加わった。
- ▶ 画像デザインの保護に関連した、改訂意匠審査基準に基づく審査運用を平成28年4月1日より開始予定。
- ▶ 今後、国際出願や画像デザインに関する意匠登録出願により、出願件数の増加が見込まれる。



※WIPO公表数値から作成

※2010年～2014年の出願件数は、特許行政年次報告書2015年版より

- 情報技術の進展を背景にデジタル機器における画像デザインの利用が急速に拡大する中、意匠審査基準の改訂による画像デザインの保護拡充を骨子とした意匠制度小委員会報告書及び改訂意匠審査基準案が取りまとめ。
- 改訂意匠審査基準に基づく審査運用は、平成28年4月1日から開始予定。新たな審査基準について十分な周知を図るべく、全国主要都市において説明会を実施中(1~3月)。

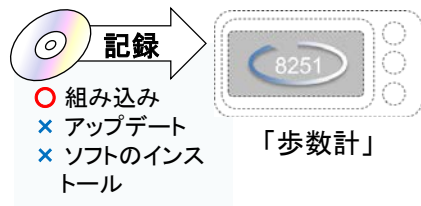
画像デザインの保護を巡る状況

- ・現行意匠法では、物品(物品の部分を含む。)の形状、模様、色彩又はこれらの結合を「意匠」として保護。
- ・平成18年の意匠法改正(意匠法2条2項)では、画像を、物品の部分の意匠として保護する仕組みを導入。
- ・近年、モバイルデバイス(スマートフォン等)の急速な利用拡大等を背景に、物品と意匠の関係についての社会認識が変化。

意匠審査基準改訂の概要

現行意匠法の規定の下、物品にあらかじめ記録された画像であることを要件とする現行審査基準を緩和して、物品に事後的に記録された画像についても「意匠」を構成するものと認め、意匠登録の対象とする。

【現行】



【改訂後】



機器にあらかじめ記録された画像のみが対象

時期を問わず、機器に記録された画像が対象に

画像を含む意匠の保護に関する具体的取組

産業構造審議会における検討

- ・平成26年1月31日、意匠制度小委員会において、画像デザインの保護拡充に関する検討の方向性を示す報告書を取りまとめ。
～現行法下での運用面の取組について具体的検討を進めつつ、制度の在り方を引き続き検討すべき～
- ・同年2月24日、分科会了承。
- ・平成27年11月20日、意匠審査基準WGにおける検討を経て、運用の緩和に向けた改訂意匠審査基準案を含むWG報告書を取りまとめ。
- ・平成28年1月、意匠制度小委員会での検討及びパブリックコメントを経て、意匠審査基準の改訂による保護拡充を骨子とした同小委員会報告書及び改訂意匠審査基準案を取りまとめ。
- ・平成28年1月下旬~3月上旬、改訂意匠審査基準案についての全国説明会を開催。
- ・平成28年4月1日、改訂意匠審査基準に基づく審査運用を開始予定。

画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)の提供

- ・事業者等による画像を含む登録意匠の調査負担を軽減するため、平成27年10月1日より、イメージマッチング技術を利用した画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)を、INPITのウェブサービスとして提供開始。

意匠五庁(ID5)会合の創設

- 各国におけるデザインの重要性の高まりを受け、世界の意匠出願の約9割を占める日米欧中韓の意匠五庁が意匠分野の国際的な協力を推進するための枠組みとして、意匠五庁(ID5)会合が創設され、第1回年次会合が平成27年12月に開催された。
- 同会合では各庁から13のプロジェクトの提案があり、各国ユーザーの制度利用の利便性向上のための取り組みを推進することとなった。

【意匠五庁(ID5)】

【提案された13のプロジェクト】



プロジェクト名	リード庁
・ 意匠統計の取りまとめ	JPO
・ ID5ウェブサイトの開発および維持	KIPO
● 意匠保護の適格性に関するカタログ	KIPO
● 図面要件に関するカタログ	OHIM
・ DesignViewの拡大についての研究	OHIM
・ 意匠の経済への影響についての研究	OHIM
● 意匠五庁による優先権書類の交換についての研究	USPTO/SIPO
・ 意匠分類に関する協定および実務についての研究	JPO/KIPO
・ 統一された商品表示についての研究	OHIM
● 意匠五庁における優先権の運用についての研究	SIPO
● 出願人のためのグレース・ペリオドの適用についての検討	USPTO
・ イノベーションのための効果的な保護手段としての部分意匠の研究	USPTO
・ 新技術意匠の保護に関する実務のカタログ	USPTO/OHIM

中小企業の特性に応じた知財支援策の活用

- 中小企業の特性に応じた知財支援策の活用により、知財活動を効果的に促進することが重要。
- 典型的な2つのケースの場合にも、その特性に応じた多様な知財支援策が利用可能。
 - ① 技術を強みとする企業(主に製造業等)
 - ② デザイン・ブランドを重視した事業活動を行う企業(主に卸売業・小売業、サービス業等)

27年度新規★

28年度新規★

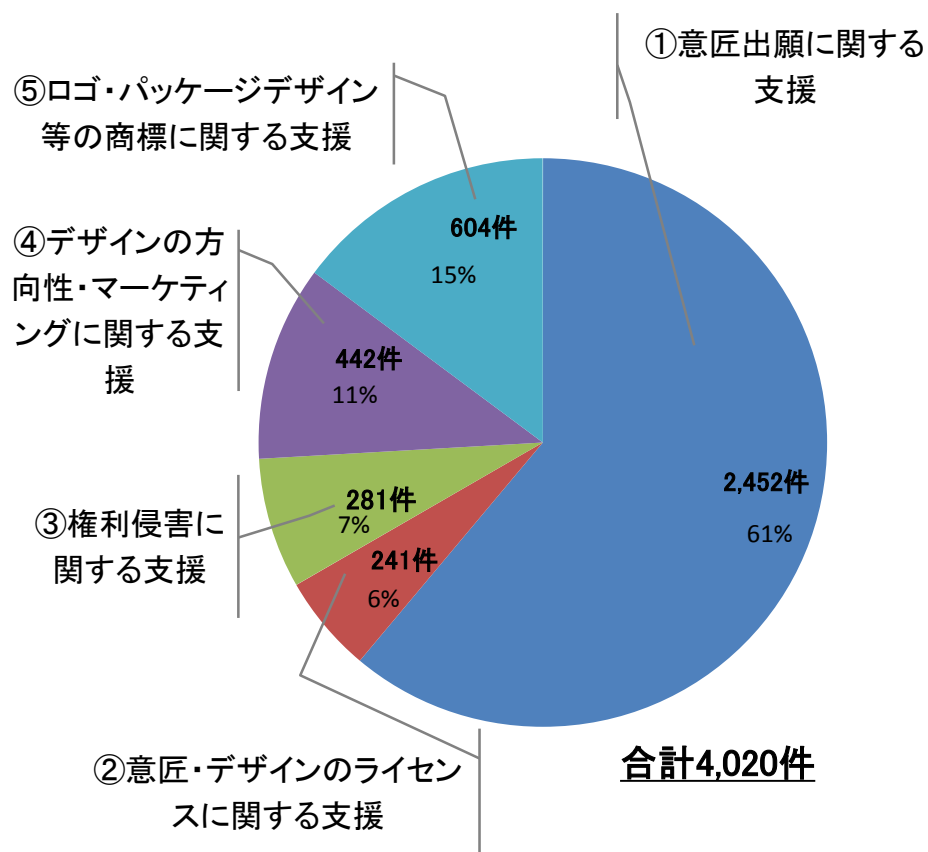
28年度拡充✳

中小企業(385万社)		全国支援メニュー				地域支援メニュー
業種	特性	制度面	相談・知財戦略関連		資金面	
製造業 43万社(11%) 出願件数比率 特許: 74% 意匠: 67%	① 技術・ものづくり 自社開発型 ※自社技術で海外展開、高い開発力を有する企業 下請型・地場産業型 ※下請けで培った技術で下請脱却を目指す企業	早期審査(特許)	知財総合支援窓口 海外法務専門家派遣	特許情報分析活用事業★	外国出願補助金 侵害対策補助金✳ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★	各経産局等により実施 (例) 知財ビジネスマッチング 産学連携活動促進 中小企業経営者向け実践研修 デザイン活用促進 地域重点産業知財活動調査・支援
			職務発明規程導入サポート★		知財を活用した金融支援★	
	② デザイン・ブランド デザイン重視型 ※デザインを重視した消費財(食品等)を販売する企業 地域ブランド型 ※地域資源を活用した地域ブランドの全国展開を図る企業	早期審査(意匠) 地域団体商標 早期審査(商標)	デザイン専門家派遣 ブランド活用促進支援✳	外国出願補助金 侵害対策補助金✳ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★ 外国出願補助金 侵害対策補助金✳ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★	事業プロデューサー★ 地域支援補助金★✳ 地団商標登録料の減免措置★	

営業秘密・知財戦略・産業財産権相談窓口・海外展開知財支援窓口
相談窓口★

「知的財産は敷居が高く相談に行きにくい」「どこへ相談に行けばいいかわからない」という中小企業の声を踏まえ、2011年度から、知的財産に関する悩みや課題に関する相談を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置し、様々な専門家や支援機関等とも連携して知的財産のワンストップサービスを提供している。2013年度からは、より専門的・具体的な課題解決策を提案すべく、地域のニーズに応じて、デザイン、ブランド及び詳しい専門家を中小企業に派遣するなど支援を実施。

窓口におけるデザインに関する主な支援内容



カテゴリ	内容例
①意匠出願に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 意匠制度の説明 ✓ 出願書類の書き方の説明 ✓ 発明に対する権利保護手段としての意匠権の紹介(特許権とあわせて) ✓ デザインに対する権利保護手段としての意匠権の紹介
②意匠・デザインのライセンスに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 意匠権のライセンスの可能性に対する助言 ✓ ライセンス契約書の内容に関する助言
③意匠権侵害に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自社製品が他社製品のデザインに類似しているとの指摘があったケースでの助言 ✓ 自社製品のデザインが他社に模倣されているケースでの助言 ✓ 他社権利の侵害可能性調査に関する助言
④デザイン・マーケティングに関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 販売戦略の一環としてのデザインに対する助言(他社製品と差別化できる／一目で自社製品とわかるデザイン、等) (専門家(デザイナー)を活用しているケースが多い)
⑤ロゴ・パッケージデザイン等の商標に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 識別性を意識したロゴデザインの考案に関する助言 ✓ ブランド化を意識したパッケージデザインの考案に関する助言

各経済産業局において、地域の特性に合わせて、知的財産権の意識啓発、活用、権利化、デザインを活用した製品開発支援等を行い、デザイン及び意匠活用促進に向けた取り組みを実施している。

【取り組み事例】

①東北経済産業局の取り組み

「TOHOKUデザイン創造・活用支援事業」

デザインの創造・活用による東北地域の商材の販売促進・ブランド化を行う。

水産加工品製造業者等の東日本大震災からの復興支援を行う。

デザインの創造・保護・活用に対する意識啓発、制度普及を行う。

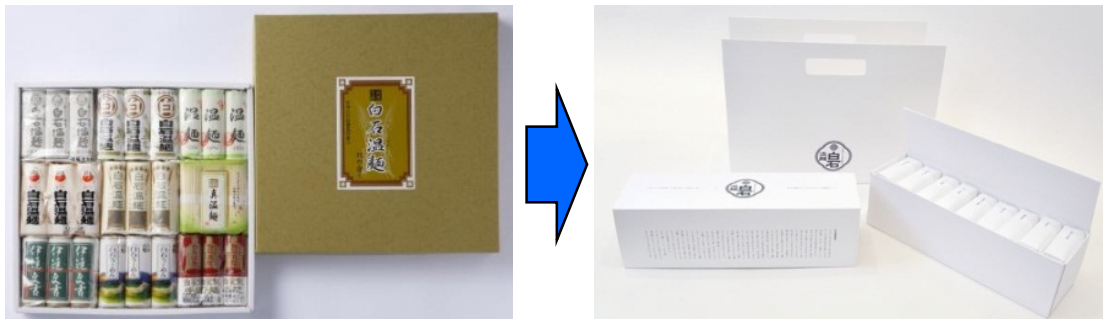
②四国経済産業局の取り組み

「平成27年度デザインを活用した商品づくりの成果普及事業」

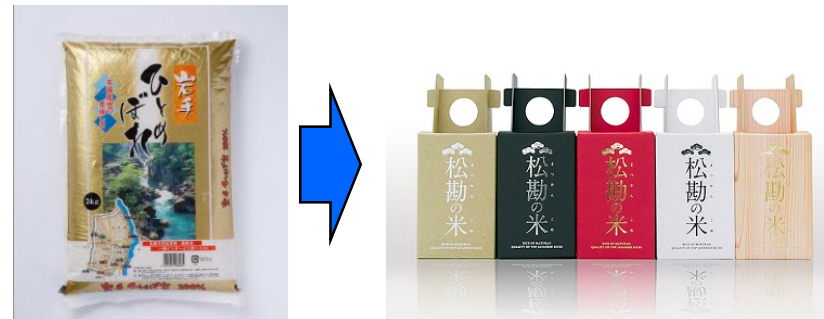
今までデザイン活用の機会に恵まれなかった事業者を発掘し、デザインを活用した商品づくりを行う。感性価値商品の普及並びにデザイナーの育成、活躍の場の拡大を図る。その後テストマーケティング調査を通じた販路開拓も行いながら、併せて四国全体のデザイン活用環境の充実を目的としてデザインサミットを開催し、知的財産権の普及促進を行う。

平成27年度受賞デザイン商品

優秀賞（東北経済産業局長賞）
宮城：「白石温麺」奥州白石温麺協同組合



優秀賞（東北農政局長賞）
岩手：「花泉産ひとめぼれ」有限会社松勘商店



平成27年度事業実施状況

開催実績：

デザイン応募：702点
(参考：エントリー 1,514点)
(26fy：623点)

デザイン展開催 11/27～12/1 (仙台)

来場者：545名
(26fy：仙台 504名
東京 7,443名)

デザインフォーラム・表彰式・交流会
12/1(仙台市内)

特別賞：

東北経済産業局長賞
東北農政局長賞
青森県知事賞、岩手県知事賞、
宮城県知事賞、秋田県知事賞、
山形県知事賞、福島県知事賞、
東北経済連合会長賞、
日刊工業新聞社東北・北海道総局長賞

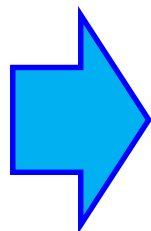


審査風景

デザイン展

フォーラム・表彰式

平成26年度受賞デザイン活用商品実用化の事例



「みちのく塩辛」
宮城：株式会社八葉水産

- ・販売開始：H27. 2. 17～
- ・量販店を中心に6,000個／月販売
- ・商標登録済み、意匠登録出願中
- ・今後は、みちのくシリーズ商品化を目指す。（第2弾 みちのくめかぶ完成）



「サバだしラーメン」
宮城：山徳平塚水産株式会社

- ・販売開始：H27. 12. 10頃～（予定）
- ・確実に差別化の手ごたえを感じている
- ・オリジナルデザインを再現する印刷、コストが問題であった



「いしかわ牛ビーフシチュー」
福島：石川地方農業振興協議会

- ・販売開始：H27. 7. 1頃～
- ・JA店舗で販売、デザインがシンプルでお客様に好評
- ・今後統一したパッケージでいしかわ牛のイメージを作っていきたい